

令和 3 年請願第 11 号「精神障害者保健福祉手帳 2 級保持者に対する自動車税減免を求めることについて」に対する附帯決議への対応について

1 附帯決議事項

本請願が求める自動車税の減免については、まずは福祉医療施策を優先した上で、税の公平性はもとより県の課税権限も踏まえて、精神障害者の福祉を向上させるための総合的な施策構築の中で検討するよう留意されたい。

2 附帯決議に係る対応

(1) 精神障害者に対する施策については、「滋賀県障害者プラン 2021」に基づき、精神障害のある人が身近な地域で安心して生活できるよう相談支援体制を充実させるとともに、精神状態の悪化時には迅速かつ適切に精神科医療に繋がるよう、精神科救急医療システム事業の実施などに取り組んでいるところ。

(2) 精神障害者の医療費負担の軽減等については、令和 2 年 7 月の首長会議や同年 8 月の市長会議において、身体障害者や知的障害者と精神障害者の間で、医療費助成の対象範囲等に格差があることが問題視され、同年 9 月には、市長会から県への要望として、精神障害者に対する医療費助成制度の充実が求められたことなどから、令和 3 年 2 月に市町と県による検討の場を設けたところ。

これまでに 3 回（附帯決議後は 1 回）会議を開催し、制度のあり方について、都道府県や県内市町の制度の状況を調査し、共有するとともに、課題の整理を行うなど検討を重ねてきたところであるが、未だ見直しの方向について、市町間で意見の隔たりが大きい状況にある。

引き続き丁寧に議論を積み重ね、令和 4 年度中には一定見直しの方向性について合意形成を図ってまいりたい。

(3) 自動車税の減免についても、こうした福祉医療に関する議論を踏まえて、精神障害者を巡る環境の変化にも注視しながら、税負担の公平性の観点、県および県内市町の財政への影響を勘案し、検討してまいりたい。